



平成 28 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社ヤマト  
 代表者名 代表取締役社長 新井孝雄  
 (コード番号：1967 東証第一部)  
 問合せ先 取締役専務執行役員管理本部長 藤原昌幸  
 (TEL 027-290-1800)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 15 日開催予定の第 71 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更理由

株主総会および取締役会の運営に柔軟性をもたせるため、現行定款第 15 条、第 16 条および第 26 条を変更するものであります。

#### 2. 変更内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 14 条 (条文省略)  (招集権者) 第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めのあるほかは、取締役会の決議にもとづいて <u>取締役社長</u> がこれを招集する。 ただし <u>取締役社長</u> に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。  (議 長) 第 16 条 株主総会の議長は、 <u>取締役社長</u> がこれに当たる。 ただし <u>取締役社長</u> に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。  第 17 条～第 25 条 (条文省略)	第 1 条～第 14 条 (現行通り)  (招集権者) 第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めのあるほかは、取締役会の決議にもとづいて <u>代表取締役</u> がこれを招集する。 ただし <u>代表取締役</u> に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。  (議 長) 第 16 条 株主総会の議長は、 <u>代表取締役</u> がこれに当たる。 ただし <u>代表取締役</u> に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。  第 17 条～第 25 条 (現行通り)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会)</p> <p>第 26 条 取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。</p> <p>2 取締役会は、<u>取締役社長</u>が招集し、その通知は各取締役および各監査役に対し会日の3日前に発する。</p> <p>3 取締役会の議長は、<u>取締役社長</u>がこれに当たる。</p> <p>4 前2項の規定につき<u>取締役社長</u>に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>5 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第 27 条～第 45 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第 26 条 取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。</p> <p>2 取締役会は、<u>代表取締役</u>が招集し、その通知は各取締役および各監査役に対し会日の3日前に発する。</p> <p>3 取締役会の議長は、<u>代表取締役</u>がこれに当たる。</p> <p>4 前2項の規定につき<u>代表取締役</u>に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>5 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第 27 条～第 45 条 (現行通り)</p>

### 3. 日程

- |                     |             |
|---------------------|-------------|
| ① 定款変更のための株主総会開催予定日 | 平成28年 6月15日 |
| ② 定款変更の効力発生予定日      | 平成28年 6月15日 |

以 上